

岡山市マンション管理士派遣制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のマンション管理組合の適切な運営及びマンションの適正管理を支援するため、市が実施するマンション管理士の派遣制度について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 適正化法第2条第3号に規定する管理組合であつて、市内に存するマンションの管理組合をいう。
- (3) マンション管理士 適正化法第2条第5号に規定するマンション管理士登録簿に登録された者をいう。
- (4) マンション管理士団体 マンション管理士により構成された団体であつて、本市と岡山市マンション管理士派遣制度の実施に関する協定書を交わしている団体をいう。

(派遣するマンション管理士の人数等)

第3条 マンション管理士の派遣人数及び派遣時間は、次のとおりとする。

- (1) 派遣人数 1回につき2名
- (2) 派遣時間 1回につき2時間以内

(派遣するマンション管理士の業務)

第4条 派遣するマンション管理士が行う業務は、次に掲げる事項に係る相談業務とする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関すること
 - (2) 管理費及び修繕積立金等の会計に関すること
 - (3) 管理委託契約等の契約に関すること
 - (4) 大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成及び見直しに関すること
 - (5) その他マンションの維持管理に関すること
- 2 派遣するマンション管理士は、次に掲げる業務は行わない。
- (1) 測定器等を使用した建物の精密測定及び劣化診断並びに調査
 - (2) 大規模修繕計画及び長期修繕計画の作成
 - (3) 修繕工事等の設計及び見積書等の比較検討
 - (4) 工事及び維持管理業務の受注及び発注並びに業者の紹介
 - (5) 居住者間及び居住者と近隣住民間の紛争解決及び権利調整

(派遣費用の負担)

第5条 マンション管理士の派遣の報酬は市が負担するものとする。派遣に伴う会場費等マンション管理士に対する報酬以外の費用を要するときは、次条第1項に規定する管理組合等の申請者が負担するものとする。

(派遣の申請)

第6条 マンション管理士の派遣を受けることができる者は、次に掲げる者（以下これらを「管理組合等」という。）とする。

(1) 管理組合

(2) 管理組合が組織されていない市内に存するマンションの区分所有者。この場合にあつては、3名以上の当該マンションの区分所有者が共同で申請する場合に限る。

2 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合等は、管理組合の集会又は理事会の決議（管理組合が組織されていない場合にあつては3名以上の区分所有者の合意）に基づき、岡山市マンション管理士派遣申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に記載した内容を市からマンション管理士団体へ提供することについて同意しなければならない。

4 マンション管理士の派遣は、1管理組合につき1年度2回以内とする。ただし、第1項第2号に規定する区分所有者が申請する場合にあつては、1マンションにつき1年度2回以内とする。

(派遣の決定)

第7条 市長は、申請書の提出があつた場合は、速やかに内容を審査し、派遣が適当であると認めるときは、マンション管理士団体に対し、派遣マンション管理士選定依頼書（様式第2号）により、派遣するマンション管理士（以下「派遣マンション管理士」という。）の選定を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けたマンション管理士団体は、派遣マンション管理士を選定し、派遣マンション管理士選定通知書（様式第3号）により市長に通知するものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の内容（派遣しない場合はその理由）について、岡山市マンション管理士派遣に関する決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第8条 申請者にあつては岡山市マンション管理士派遣結果報告書（様式第5—1号）を、マンション管理士団体にあつては岡山市マンション管理士派遣結果報告書（様式第5—2号）を派遣終了後2週間以内に市長に提出しなければならない。

(派遣の報酬)

第9条 市長は、前条の規定による結果報告の内容を審査し、適当と認めるときは、報酬として1回につき1人あたり8,000円を支払うものとする。

2 前項の報酬は、交通費その他の諸経費を含むものとする。

(派遣決定の取消し)

第10条 市長は、派遣の決定を受けた管理組合等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、マンション管理士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により派遣決定の通知を受けたとき

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 この要綱に規定する申請、通知及び報告については、この要綱の規定にかかわらず、岡山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年市条例第22号）の規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(秘密の厳守)

第12条 マンション管理士団体及び派遣マンション管理士は、当該業務に関し知り得た内容を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。